介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	平塚市(5級地)
地域単価	10.45円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	753	787 円	1,574 円	2,361 円	
要介護2	890	930 円	1,860円	2,790 円	
要介護3	1,032	1,079円	2,157 円	3,236 円	
要介護4	1,172	1,225 円	2,450 円	3,675 円	
要介護5	1,312	1,371円	2,742 円	4,113円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護Ⅰ	678	709 円	1,417円	2,126 円	
要介護2	801	837 円	1,674 円	2,511 円	
要介護3	925	967 円	1,934 円	2,900 円	
要介護4	1,049	1,097円	2,193 円	3,289 円	
要介護5	1,172	1,225 円	2,450 円	3,675 円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護Ⅰ	657	687 円	1,373 円	2,060 円	
要介護2	776	811 円	1,622 円	2,433 円	
要介護3	896	937 円	1,873 円	2,809円	
要介護4	1,013	1,059円	2,117円	3,176円	
要介護5	1,134	1,185円	2,370 円	3,555 円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	436	456 円	912 円	1,367円	
要介護2	501	524 円	1,047 円	1,571 円	
要介護3	566	592 円	1,183円	1,775円	
要介護4	629	658 円	1,315円	1,972 円	
要介護5	695	727 円	1,453 円	2,179円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護Ⅰ	416	435 円	870 円	1,305円	
要介護2	478	500 円	999 円	1,499 円	
要介護3	540	565 円	1,129円	1,693 円	
要介護4	600	627 円	1,254 円	1,881円	
要介護5	663	693 円	1,386円	2,079 円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正 になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。 ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	平塚市(5級地)
地域単価	10.45円

②各種加算

加算の名称	単位数		備考		
加 异 切石柳	平位奴	(割)	(2割)	(3割)	用づ
入浴介助加算(I)	40	42 円	84 円	126 円	
個別機能訓練加算(I)イ	56	59 円	117 円	176 円	
個別機能訓練加算(I)口	76	80 円	159 円	239 円	
送迎減算	-47	-50 円	-99 円	-148 円	
介護職員等処遇改善加算(II)	lか月に利用	lか月に利用したサービスの総単位数に対して加算(9.0%)			

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正 になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。
入浴介助加算(I)	○入浴介助を行った場合
	○入浴介助に関する研修を行った場合
	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を 名以
	│ 上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓│
個別機能訓練加算(I)イ	練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供して
	いること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問
	し必要に応じて見直しを行う。
	個別機能訓練加算(I)イの理学療法士等の配置に加え、理学
	療法士等を配置し、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓
│ 個別機能訓練加算(I)口	練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供して
	いること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問
NAN Set	し必要に応じて見直しを行う。
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
介護職員等処遇改善加算(II)	間場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤
	務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる
	改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・
	ベースアップ等のための加算

保険の対象とはならない費用一覧(2024年10月1日以降)

名称	内容	備考
食費	昼食代700円 おやつ代・飲み物代50円	
キャンセル料	利用日の前営業日の営業終了時間(17時30分)まで に右記の連絡先に連絡がない場合、700円(昼食代) を徴収します。	0463-37-4355
通常の事業の実施地域 以外の利用者の交通費	別途、見積もり致します。	

(以下余白)